

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

令和7年12月定例議会 議第73号 参考資料

改 正 案	現 行
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる市長その他の<u>香芝市</u>（以下「市」という。）の執行機関（以下「市長等」という。）が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長等が行う法別表の下欄に掲げる事務（以下「法定利用事務」という。）とする。</p> <p>2 市長等は、別表の右欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長等は、法定利用事務を処理するために必要な限度で、特定個人番号利用事務の区分に応じて利用特定個人情報又は規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>別表（第3条関係）</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる市長その他の<u>市</u>の _____ 執行機関（以下「市長等」という。）が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長等が行う法別表の下欄に掲げる事務（以下「法定利用事務」という。）とする。</p> <p>2 市長等は、別表の右欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長等は、法定利用事務を処理するために必要な限度で、特定個人番号利用事務の区分に応じて利用特定個人情報又は規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>別表（第3条関係）</p>

改正案		現行	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 市長	香芝市子ども医療費助成条例(平成3年条例第15号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	香芝市子ども医療費助成条例(平成3年条例第15号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	香芝市心身障害者(児)医療費助成条例(平成3年条例第16号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	香芝市心身障害者(児)医療費助成条例(平成3年条例第16号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	香芝市精神障害者医療費助成条例(平成27年条例第5号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	香芝市精神障害者医療費助成条例(平成27年条例第5号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	高齢者的心身障害者及び高齢者のひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	高齢者的心身障害者及び高齢者のひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者の精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	6 市長	高齢者の精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	7 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	8 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定め
9 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定め		

改 正 案		現 行	
	るもの		るもの
<u>10 教育委員会</u>	障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>9 教育委員会</u>	障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>11 教育委員会</u>	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		